

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、 2年未満案件の引受基準について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00081 沿革 <a href="#">令和5年1月30日</a> 一部改正</p>	<p>貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、 2年未満案件の引受基準について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00081 沿革 <a href="#">令和4年12月20日</a> 一部改正</p>	
<p><b>1 基本的引受制限</b></p> <p>(6)① (略)</p> <p>② 代金回収不能の信用事由（約款第3条第2号及び第4号に規定するてん補危険に係る第4条第12号から第14号までの事由をいう。以下同じ。）をてん補する対象契約は、次のとおりとする。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>③ (略)</p>	<p><b>1 基本的引受制限</b></p> <p>(6)① (略)</p> <p>② 代金回収不能の信用事由（約款第3条第2号及び第4号に規定するてん補危険に係る第4条第12号及び第14号の事由をいう。以下同じ。）をてん補する対象契約は、次のとおりとする。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>③ (略)</p>	
<p>附 則 [抄]</p> <p>附 則 [<a href="#">令和5年1月30日</a>]</p> <p>この改正は、<a href="#">令和5年3月20日</a>から実施する。</p>	<p>附 則 [抄]</p> <p>附 則 [<a href="#">令和4年12月20日</a>]</p> <p>この改正は、<a href="#">令和5年1月1日</a>から実施する。</p>	